

子 総発 1112 第 1 号
社援基発 1112 第 2 号
障 障発 1112 第 1 号
老 総発 1112 第 1 号
令和 3 年 11 月 12 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課長

（公 印 省 略）

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
の一部改正について

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）により定めているところであるが、今般、社会福祉連携推進法人に対する貸付金に係る勘定科目の追加等を行うため、当職通知について別添のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

別添

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>雇児総発 0331 第 7 号 社援基発 0331 第 2 号 障 障発 0331 第 2 号 老 総発 0331 第 4 号 平成 28 年 3 月 31 日</p>	<p>雇児総発 0331 第 7 号 社援基発 0331 第 2 号 障 障発 0331 第 2 号 老 総発 0331 第 4 号 平成 28 年 3 月 31 日</p>
<p><u>最 終 改 正</u> <u>子 総発 1112 第 1 号</u> <u>社援基発 1112 第 2 号</u> <u>障 障発 1112 第 1 号</u> <u>老 総発 1112 第 1 号</u> <u>令和 3 年 11 月 12 日</u></p>	
<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>
<p>厚生労働省老健局総務課長 (公 印 省 略)</p>	<p>厚生労働省老健局総務課長 (公 印 省 略)</p>
<p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について</p>	<p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について</p>
<p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準について、「社会福祉法人会計基準 (平成 28 年厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」 (平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) により示されたところであるが、別紙</p>	<p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準について、「社会福祉法人会計基準 (平成 28 年厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」 (平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) により示されたところであるが、別紙</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する留意事項を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 1 号、老総発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「3 決算」の規定を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」</p> <p>－目次－ (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 本部会計の区分について 本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができるが、<u>社会福祉法第 125 条第 4 号に規定される社会福祉連携推進法人への資金の貸付けを行う法人については、拠点区分とする。</u></p> <p>なお、介護保険サービス、障害福祉サービス、子どものための教育・保育給付費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにも拘わらず、年度内返済が行われていない場合は、サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（運用上の取り扱い別紙 3 (14)) を作成するものとする。</p> <p>法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。</p> <p>7～27 (略)</p> <p>別添 1～2 (略)</p>	<p>のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する留意事項を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 1 号、老総発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「3 決算」の規定を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」</p> <p>－目次－ (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 本部会計の区分について 本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。<u>る。</u></p> <p>なお、介護保険サービス、障害福祉サービス、子どものための教育・保育給付費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにも拘わらず、年度内返済が行われていない場合は、サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（運用上の取り扱い別紙 3 (14)) を作成するものとする。</p> <p>法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。</p> <p>7～27 (略)</p> <p>別添 1～2 (略)</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
別添 3 勘定科目説明 (略)				別添 3 勘定科目説明 (略)			
1. 資金収支計算書勘定科目の説明				1. 資金収支計算書勘定科目の説明			
①収入の部				①収入の部			
<事業活動による収入>				<事業活動による収入>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
受取利息配当金収入			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。	受取利息配当金収入			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。
<u>社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人への資金の貸付に係る利息収入をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<施設整備等による収入>				<施設整備等による収入>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
設備資金借入金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。	設備資金借入金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。
<u>社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金の借入金収入をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<その他の活動による収入>				<その他の活動による収入>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
役員等長期借入金収入			役員（評議員を含む）からの長期借入金の受入額をいう。	役員等長期借入金収入			役員（評議員を含む）からの長期借入金の受入額をいう。
<u>社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金の借入金収入をいう。</u>	(新設)			(新設)
長期貸付金回収収入			長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。）	長期貸付金回収収入			長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。）
<u>社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する長期貸付金の回収収入をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
1. 資金収支計算書勘定科目の説明				1. 資金収支計算書勘定科目の説明			
②支出の部				②支出の部			
<事業活動による支出>				<事業活動による支出>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
支払利息支出			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。	支払利息支出			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
<u>社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの借入金利息の支出をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。		為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	<u>貸倒損失額</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。</u>		(新設)		(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<施設整備等による支出>				<施設整備等による支出>			
設備資金借入金元金償還支出			設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む。)	設備資金借入金元金償還支出			設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む。)
<u>社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金の元金償還額をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<その他の活動による支出>				<その他の活動による支出>			
役員等長期借入金元金償還支出			役員(評議員を含む)からの長期借入金の返済額をいう。	役員等長期借入金元金償還支出			役員(評議員を含む)からの長期借入金の返済額をいう。
<u>社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金借入金の元金償還額をいう。</u>	(新設)			(新設)
長期貸付金支出			長期に貸付けた資金の支出をいう。	長期貸付金支出			長期に貸付けた資金の支出をいう。
<u>社会福祉連携推進業務長期貸付金支出</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する長期貸付金の支出をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
2. 事業活動計算書勘定科目の説明				2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
①収益の部				①収益の部			
<サービス活動増減による収益>				<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<サービス活動外増減による収益>				<サービス活動外増減による収益>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
受取利息配当金収益			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。(償却原価法による収益を含む。)	受取利息配当金収益			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。(償却原価法による収益を含む。)
<u>社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金に係る利息収益をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<特別増減による収益>				<特別増減による収益>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の特別収益	<u>貸倒引当金戻入益</u>		<u>貸倒引当金の差額計上方式における戻入額をいう。</u>	その他の特別収益	(新設)		(新設)
	徴収不能引当金戻入益		徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。		徴収不能引当金戻入益		徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
2. 事業活動計算書勘定科目の説明				2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
②費用の部				②費用の部			
<サービス活動増減による費用>				<サービス活動増減による費用>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国庫補助金等特別積立金取崩額			国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。	国庫補助金等特別積立金取崩額			国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
<u>貸倒損失額</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金の回収不能額のうち、貸倒引当金で填補されない部分の金額をいう。</u>	(新設)			(新設)
<u>貸倒引当金繰入</u>			<u>貸倒引当金に繰入れる額をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<サービス活動外増減による費用>				<サービス活動外増減による費用>			
支払利息			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。	支払利息			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
<u>社会福祉連携推進業務借入金支払利息</u>			<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの借入金に係る費用をいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
3. 貸借対照表勘定科目の説明				3. 貸借対照表勘定科目の説明			
<資産の部>				<資産の部>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	前払費用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。		前払費用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
	<u>1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進業務長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。</u>		(新設)		(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	<u>社会福祉連携推進業務短期貸付金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。</u>		(新設)		(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の流動資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。		その他の流動資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	<u>貸倒引当金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金について回収不能額(返済免除等を含む)を見積もったときの引当金をいう。</u>		(新設)		(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	投資有価証券		長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。		投資有価証券		長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。
	<u>社会福祉連携推進業務長期貸付金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。</u>		(新設)		(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の固定資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。		その他の固定資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	<u>貸倒引当金</u>		<u>固定資産に計上されている社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進業務貸付金について回収不能額(返済免除等を含む)を見積もったときの引当金をいう。</u>		(新設)		(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新				旧			
<負債の部>				<負債の部>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	支払手形		事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務（金融手形を除く）をいう。	支払手形			事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務（金融手形を除く）をいう。
	<u>社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。</u>	(新設)			(新設)
	役員等短期借入金		役員（評議員を含む）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。	役員等短期借入金			役員（評議員を含む）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	<u>1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。</u>	(新設)			(新設)
	1年以内返済予定設備資金借入金		設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。	1年以内返済予定設備資金借入金			設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	<u>1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の流動負債		上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	その他の流動負債			上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
固定負債	<u>社会福祉連携推進業務設備資金借入金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</u>	(新設)			(新設)
	設備資金借入金		施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。	設備資金借入金			施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	<u>社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金</u>		<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</u>	(新設)			(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
4. ～ 7. (略)				4. ～ 7. (略)			